

川棚町国土強靱化地域計画

令和3年5月 策定

目 次

第1章 川棚町国土強靱化地域計画策定の趣旨、位置付け	1
第2章 川棚町の特 性	3
第3章 町地域計画の基本的な方針等	5
第4章 脆弱性評価等	7
第5章 分野ごとの推進方針	10
(別紙)関連事業等	43

第1章 川棚町国土強靱化地域計画策定の趣旨・位置付け

1-1 川棚町国土強靱化地域計画策定の趣旨

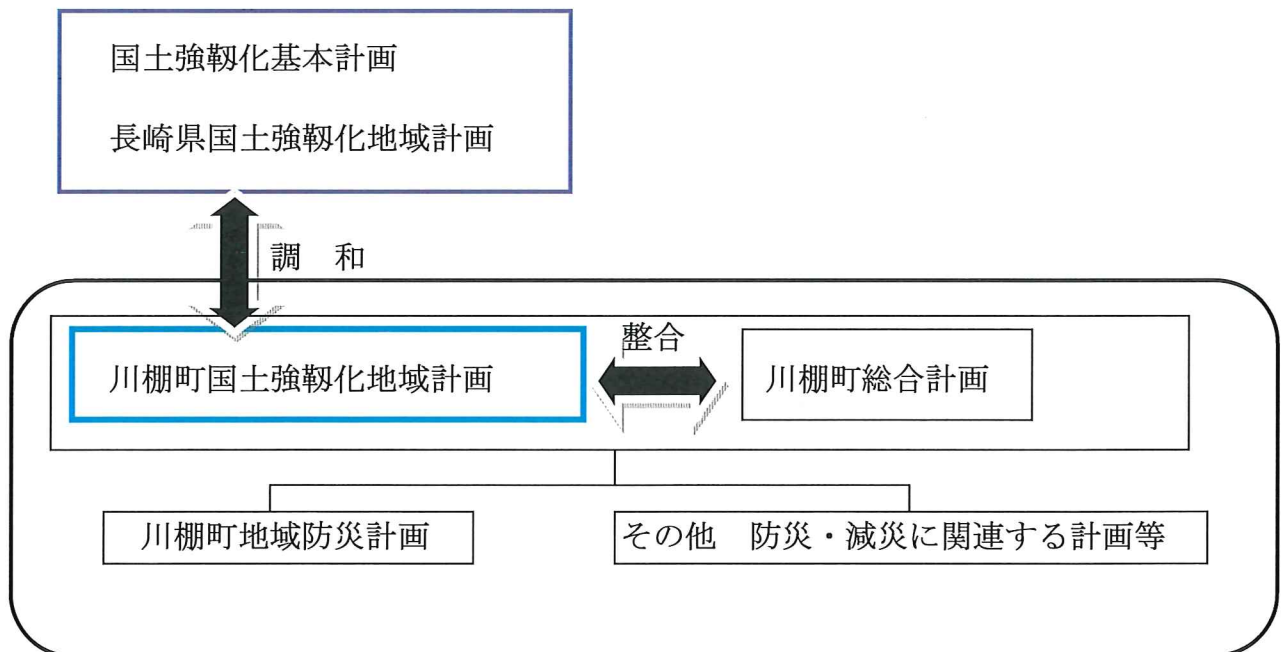
我が国においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を制定し、平成26年6月には「国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）」を策定しました。また、長崎県においては、平成27年12月に「長崎県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）」を策定しました。（平成29年12月改訂）

本町においても、大規模自然災害等のリスクを踏まえ、これまでの防災・減災対策の取組を念頭に、本町の強靱化に関する取組を国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、関係機関相互の連携のもと、総合的かつ計画的に推進するため、川棚町国土強靱化地域計画（以下「町地域計画」）を策定しました。

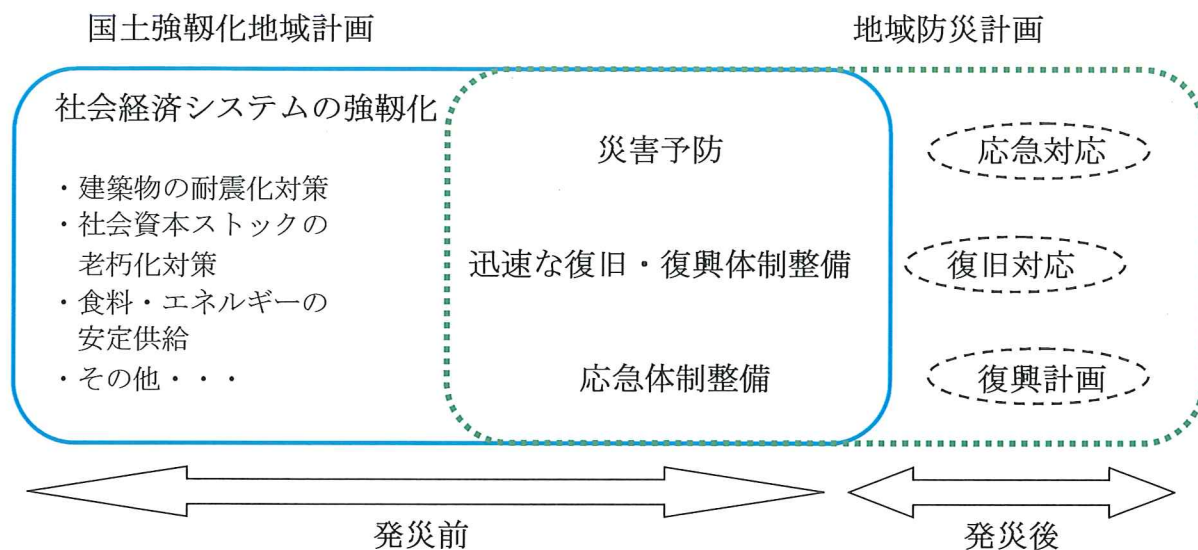
1-2 町地域計画の位置付け

町地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国基本計画や県地域計画と調和を保った計画とするものです。

また、川棚町総合計画との整合を図るとともに、本町における国土強靱化に関する指針となるものです。

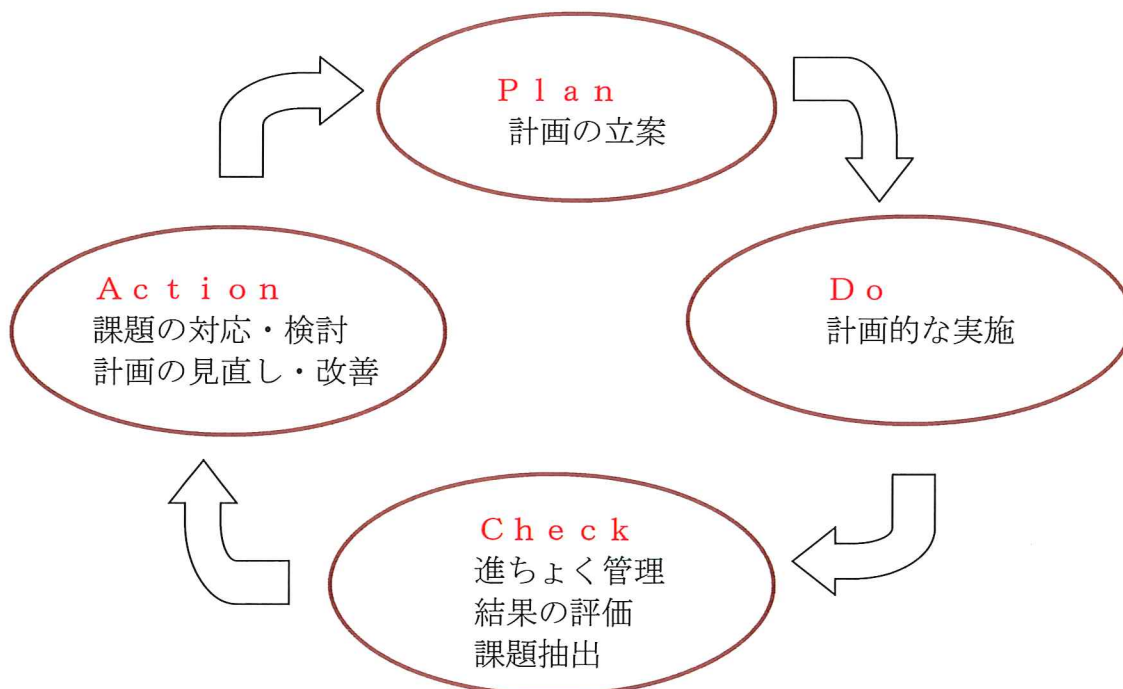


【国土強靱化地域計画と地域防災計画との違い】



1-3 計画期間

計画期間については、令和3年度から令和7年度とし、以降、概ね5年毎に見直しを行う。なお、計画期間中であっても進ちょく管理（PDCA サイクル）を行う中で、必要に応じて修正するものとします。



第2章 川棚町の特性

2-1 位置と自然特性

1 位置

本町は、南北に長い長崎県のほぼ中央に位置し、東は東彼杵町と佐賀県嬉野市、北は波佐見町、西は佐世保市と接し、南は大村湾に面しています。

2 地勢・風土

本町の面積は37.34平方キロメートルで、東に海拔608mのしゅん険な虚空蔵山を主峰とする山岳地帯と、西に白岳に連なる丘陵地帯が広がり、その間に平野部をもつ温暖地帯です。

県下第4位の延長をもつ川棚川は、虚空蔵山を源とする石木川と合流して町の中央部を貫流し、大村湾にそそぎ水量豊富です。その他成宇津川、野口川、後田川等がありますが、いずれも水源から河口までの距離が短く、集中豪雨による連続豪雨が激しいときは、予想外にはん濫することがあります。

3 地質

川棚川を境に東部地域は輝石安山岩で、一部玄武岩があり、西部地域は丘陵地帯で玄武岩が主であります。一部に石英粗面岩が噴出して奇岩や海蝕景がみられます。

4 気象

本町の気候は、一般に温暖で雨量も相当多く、町の東部は山間の気象現象があり、中央部は海の影響をうけて低地の気象現象がみられます。

2-2 人口と世帯数の特性

1 人口と世帯数の推移

本町の人口と世帯数は、13,680人、5,709世帯（令和3年3月末現在）で、ここ5年間は、世帯数は増加傾向にありますが、人口は減少傾向にあります。

人口、世帯数の推移

※3月末現在	人口（人）	前年からの人口増減（人）	世帯数（世帯）	前年からの世帯数増減（世帯）
平成29年	14,178	△75	5,580	24
平成30年	14,048	△130	5,629	49
平成31年	14,010	△38	5,691	62
令和2年	13,839	△171	5,731	40
令和3年	13,680	△159	5,709	△22

資料：住民基本台帳

2 将来の年齢別人口割合

「年少人口」（0～14歳）は、第2次ベビーブーム期以降は少子化の影響により一貫して減少傾向が続いています。

「生産年齢人口」（15～64歳）は総人口の推移と比例するように平成17

年頃まで緩やかな上昇を続けていましたが、団塊の世代（昭和22～24年生まれ）が加齢に伴い、老年人口へ移行することなどにより、その後減少しています。

「老年人口」（65歳以上）は平均寿命が上昇したことや、前述の団塊の世代の加齢により増加し続けています。

年齢3区分別人口割合の推移

	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
年少人口	25.7%	23.6%	20.9%	18.9%	16.9%	15.7%	15.0%
生産年齢人口	63.0%	63.4%	63.7%	63.8%	63.7%	62.0%	59.9%
老年人口	11.2%	13.0%	15.4%	17.2%	19.5%	22.3%	25.1%
	H27	R2	R7	R12	R17	R22	
年少人口	13.6%	13.0%	12.3%	11.6%	10.8%	10.3%	
生産年齢人口	56.9%	53.4%	51.2%	50.2%	49.3%	47.3%	
老年人口	29.5%	33.6%	36.5%	38.2%	39.9%	42.4%	

資料：川棚町人口ビジョン（R2年3月）

第3章 町地域計画の基本的な方針等

3-1 取組の基本的な姿勢

本町の強靱化に取り組むにあたっては、過去に経験した災害や地勢等の特徴を踏まえることに加え、地域コミュニティの希薄化やこれまでに整備した公共土木施設の機能維持が重要な課題であるといった社会情勢の変化を見据える視点も重要です。インフラの老朽化・耐震対策等の「ハード面」と防災教育の推進、防災ポータルサイトの充実といった「ソフト面」の両輪で取組を進めます。

インフラ整備という性質上、効果発現に一定の期間と費用を要するハード対策と、整備期間中の減災効果が期待できるソフト対策の強化については、長期的な視点や既存資源の有効活用等の観点に立って両輪で取組むことで切れ目のない強靱化を目指します。

また、自助、共助、公助の役割を適切に踏まえ、特に大規模災害時には行政の迅速な支援（公助）には限界があり、状況に応じた適切な避難や自分自身の命を守る意識と行動（自助）、近所で協力して救出活動や避難誘導を行なう仕組み（共助）により被害の軽減が期待できることから、「自助、共助の重要性」を認識し、家庭や学校、地域での防災力の強化に繋がる取組や防災情報発信の充実に努めます。

なお、川棚町地域防災計画や川棚町総合計画等、既存の計画の見直しや施策の具体化に際しては、指針、相互補完として機能し、双方向でより実践的な計画となるよう努めます。

3-2 想定するリスク

本町に被害を与えるリスクとしては、自然災害の他に大規模事故や原子力災害なども考えられますが、これまで本町において被害が発生した災害や、国基本計画の想定が大規模自然災害とされていること等を勘案し、町地域計画が想定するリスクは本町において想定される大規模自然災害全般とします。

3-3 基本目標

次の4項目を大規模自然災害が発生した場合の基本目標とします。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

3-4 事前に備えるべき目標

本町において強靱化を総合的、計画的に推進する上で、事前に備えるべき目標として次の8項目を設定します。

- 1 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護を最大限図ること
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等を迅速に行うこと
- 3 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能を確保すること
- 4 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な情報通信機能を確保すること
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン※1を含む。）を機能不全に陥らせないこと
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
- 7 制御不能な二次災害を発生させないこと
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

※1 サプライチェーン 個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスのつながり

第4章 脆弱性評価等

4-1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

脆弱性の分析、評価、対応等の検討を行うにあたり、県地域計画に定めるリスクシナリオを基本とし、事前に備えるべき目標に応じて「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護を最大限図ること	1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	学校や社会福祉施設等の不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な浸水
		1-4	土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、その後長期にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等を迅速に行うこと	2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資提供の長期停止
		2-2	避難所等の機能不全等により被災者の生活が困難となる事態
		2-3	長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-4	警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的な不足・被災、支援ルートの途絶による医療機関の麻痺
		2-6	被災地域における疫病・感染症等の大規模な発生
3	大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能を確保すること	3-1	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な情報通信機能を確保すること	4-1	電力の供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	防災無線等情報伝達の中断等により災害情報の伝達ができない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下
		5-2	主要幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	6-1	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-4	異常渇水等による用水の供給途絶
7	制御不能な二次災害を発生させないこと	7-1	大規模火災の発生
		7-2	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散による被害の拡大
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評被害等による町内経済への甚大な影響

8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

4-2 個別的分野と横断的分野

町地域計画に関する施策の分野は、6つの個別的分野と2つの横断的分野を以下のとおり設定しました。

[個別的分野]

- 1 行政機能、警察、消防分野
- 2 住宅・都市、環境分野
- 3 保健医療・福祉分野
- 4 産業分野（情報通信、エネルギー、産業構造）
- 5 農林水産分野
- 6 交通分野（交通・物流）

[横断的分野]

- 1 リスクコミュニケーション分野
- 2 老朽化対策分野

4-3 脆弱性評価・推進方針

強靱化に関する本町の課題がどこにあるかを把握するため、「脆弱性」について、分析・評価を実施しました。

また、分析・評価結果に対応するため、関係部局がこれまで実施している取組や課題等を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要となる推進方針を整理しました。

推進方針は、8項目の事前に備えるべき目標に照らし必要な対応を個別的分野ごと

に取りまとめました。各分野間には相互に関連する内容や、国、県及び周辺地域との連携のもとに進める事項もあることから、推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮します。

第5章 分野ごとの推進方針

5-1 個別的分野

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図ること	
1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○住宅・建築物の耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、きめ細かな対策が必要である。</p> <p>○学校施設等については、避難所等として利用されることもあることから、耐震化はすべての施設において完了しているが、多くの施設が建築後30年以上経過し老朽化しているため計画的な改修等を行う必要がある。</p> <p>○社会体育施設の耐震補強及び学校施設の非構造部の耐震化が未整備であり、災害時の避難場所としての機能を確保するためにも、耐震化事業を促進する必要がある。</p> <p>○学校施設等の避難所は、高齢者や障がい者など多様な地域住民が利用するため、スロープや手すり、便所、出入り口等のバリアフリー化を推進する必要がある。</p> <p>○それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じた耐震、防火対策等の保全を図る必要がある。</p> <p>○大規模災害のリスクの高い地震時等に著しく危険な道路が狭くて緊急車両が入れない斜面地にある集落・住宅地等の改善整備については、避難地等の整備、建築物の不燃化等により計画的な解消を図る必要がある。</p> <p>○大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。</p>	<p>○住宅・建築物については、耐震診断、耐震改修計画の作成、耐震改修の支援により耐震化を地域と連携して推進する。</p> <p>また、大規模盛土造成地の滑動崩落防止対策を推進する。</p> <p>○学校施設等長寿命化計画に基づく改修等について、国庫補助金制度等を活用しながら計画的に行う。</p> <p>○町立学校において、非構造部の耐震化を進める。また、地域防災計画書で避難所として指定している社会体育施設について耐震診断を実施し、構造部及び非構造部の耐震化整備を進める。</p> <p>○災害時には高齢者や障がい者を含む多様な地域住民が避難所として利用することから、施設の新築や改修、大規模な改修を行う場合は、バリアフリーに対応した施設整備に努めているが、未対応の施設については、計画的に改修を行う。</p> <p>○各種文化財の防災を中心とした保護対策の推進。所有者又は管理者に対する文化財管理保護の専門家を交えた指導と助言。</p> <p>○火災予防・被害軽減のため取組を推進する。また、大規模災害のリスクの高い地震等に著しく危険な斜面地にある集落・住宅地などの改善整備については、住宅の耐震化などにより計画的な改善を図る。</p> <p>○大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足に対処するための広域的な連携等の取組について検討する。</p>

<p>○帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。</p> <p>○町内の空き家は増加し続けており、このうち老朽危険空き家については、地域の防災や防犯に不安を与えているため、所有者への適切な維持管理を促す仕組みが必要である。</p> <p>○老朽化が著しい公営住宅についても、居住者の生命の安全を確保するため定期的な点検を行うとともに、長期的な視点に立った適正な管理や更新を行う必要がある。</p>	<p>○民間事業者等と連携しながら帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を検討する。</p> <p>○空き家の維持管理や解体除去は、所有者により行われることが原則であり、所有者による適切な管理を促すため、空き家の実態調査や、必要とされる情報や支援策、相談体制の整備を行う。</p> <p>○公営住宅について、居住者の生命の安全を確保するため定期的な点検を行うとともに、長期的な視点に立った適正な管理や更新を進める。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>[総務課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害ハザードマップの作成 [R3作成予定] ○小型動力ポンプ更新 ○小型動力ポンプ積載車更新 <p>[建設課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断実施済数 [R1] 1件 → [R6] 5件 ○耐震改修設計実施済数 [R1] 1件 → [R6] 2件 ○耐震改修工事実施済数 [R1] 1件 → [R6] 2件 ○公営住宅等の長寿命化計画 令和2年度改訂 ○公営住宅の耐震化率 [R2] 79% → [R6] 79% 	

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図ること	
1-2 学校や社会福祉施設等の不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○建築物の耐震化については、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。</p> <p>○学校、社会体育施設等については、避難所等にも利用されることもあることから、さらに機能保全を図ることを目的に、更新、維持補修を行う必要がある。</p> <p>○社会体育施設の耐震補強及び学校施設の非構造部材の耐震化が未整備であり、災害時の避難場所としての機能を確保するためにも、耐震化事業を促進する必要がある。</p> <p>○学校、社会体育施設等の避難場所は、高齢者や障がい者など多様な地域住民が利用するため、スロープや手すり、便所、出入り口等のバリアフリー化を推進する必要がある。</p>	<p>○建築物については、耐震診断、耐震改修改革の作成、耐震改修の支援により耐震化を関係課と連携して推進する。</p> <p>○社会体育施設については、国庫補助制度を活用しながら耐震化を推進する。</p> <p>○町立学校において、非構造部材の耐震化を進める。また、地域防災計画で避難場所としている社会体育施設について耐震診断を実施し、構造体及び非構造部材の耐震化整備を進める。</p> <p>○学校は児童・生徒、教職員が学校生活を送るだけでなく、災害発生時には高齢者や障がい者を含む多様な地域住民が避難所として利用することから、施設の改築や改修、大規模改修等を行う場合は、バリアフリーに対応した施設整備に努める。</p>
(重要業績指標)	
[総務課]	
○自主防災組織の組織率	[R2]80% → [R6] 100%
○指定緊急避難場所の指定数	[R2] 9 施設 → [R6] そのまま維持する
○指定避難所の指定数	[R2]12 施設 → [R6] そのまま維持する
○福祉避難所の指定数	[R2] 1 施設 → [R6] そのまま維持する
[企画財政課]	
○公共施設等総合管理計画	[R2]策定済み → [R6] 適宜見直しを行う

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図ること	
1-3 異常気象等による長期的な浸水	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○土地利用と一体となった減災対策や、洪水ハザードマップの作成に取り組む必要がある。なお、施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集約的に行う必要がある。</p> <p>○大雨による道路冠水被害の多い地区における排水対策のため、排水路を計画的に整備する必要がある。</p> <p>○河川については、定期的な点検を行うなど適正な維持管理を行う必要がある。</p> <p>○多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を推進する必要がある。</p>	<p>○河道掘削、築堤、洪水調整施設の整備・機能強化及び排水施設整備等を着実に推進する。また、洪水ハザードマップのさらなる周知を図るとともに、カバーエリアを拡大するなどソフト対策を推進する。</p> <p>○大雨による道路冠水被害が多い地区については、側溝等の整備を行う。</p> <p>○河川については、定期的な点検を行うなど適正な維持管理を行う。</p> <p>○多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を推進する。</p>
(重要業績指標)	
[総務課]	
○川棚町河川監視システムのカメラ及び水位計の設置を促進	
[建設課]	
○洪水ハザードマップ作成 令和3年作成予定	

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図ること	
1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、その後長期にわたり国土の脆弱性が高まる事態	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○土砂災害に対する危険箇所が多く存在しており、大規模な災害の発生が懸念される。</p> <p>○土砂災害が発生するおそれがある危険箇所を多く抱える本町では、土砂災害に対する施設整備や土砂災害防止法による警戒区域の指定が途上であることや、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。</p> <p>○中山間の地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されるとともに、ため池の耐震化や山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがある。</p> <p>○1次産業の担い手の減少の中で大規模災害発生時には、長期間にわたり農山漁村の地域活動の停滞や森林・農地の保全機能の一層の低下が懸念される。</p>	<p>○総合防災ポータルを活用や町の情報伝達手段を充実し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。</p> <p>○土砂災害が発生するおそれのある危険箇所を周知するため、土砂災害警戒区域等の指定に伴うハザードマップの早期作成と見直し、避難訓練等の充実により警戒避難体制の確立を図る。併せて、砂防事業、森林整備事業等のハード対策の着実な推進に努める。</p> <p>○ため池の点検とそれを踏まえた施設のハード対策及びハザードマップの作成周知等のソフト対策による地域のコミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。</p> <p>○有害鳥獣対策等を徹底した上で、集落営農組織等の既存の組織に対する危機意識の醸成を図る。また、森林整備にあたっては、あらたな森林経営管理システムの推進とともに、下層植生維持による生態系生息環境へ配慮した森林づくりに取り組む。</p>
(重要業績指標)	
[総務課]	
○土砂災害ハザードマップ作成 令和3年作成予定	
[建設課]	
○土砂災害警戒区域の指定率 [R2] 100% → [R6] 随時見直しを行う	
○急傾斜地崩壊対策事業の実施 [R3]~ [R6] 1箇所	
[産業振興課]	
○防災重点ため池のハザードマップ 防災重点ため池 全 11 箇所 [H26]1 箇所[R2]10 箇所	
○防災重点ため池の浸水想定区域図作成 防災重点のため池 全 11 箇所[H25]1 箇所 [R1]10 箇所	

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図ること	
1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
○情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、人材育成を推進する必要がある。	○情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実されるため、研修や訓練等を通じて職員の人材育成を推進する。
<p>(重要業績指標)</p> <p>[総務課]</p> <p>○防災情報提供システム個別受信機設置世帯数 [R2]131世帯 → [R6] 200世帯</p> <p>○防災行政無線メール配信登録者数 【R2】 733件 → 【R6】 1,500件</p>	

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行うこと	
2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を推進する必要がある。</p> <p>○発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により整備資機材の充実、情報収集・共有など必要な体制整備について関係機関と連携強化を図る必要がある。</p>	<p>○地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する。</p> <p>○「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」に基づき、備蓄目標品目の必要数量の確保を推進する。</p> <p>○発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、「川棚町建設事業協同組合との大規模災害発生時における支援活動に関する協定書」に基づく防災訓練を実施する。</p>
(重要業績指標)	
[総務課]	
○災害発生時の応援協定の締結数 [R2] 17 団体 → [R6] 20 団体	
○防災訓練の実施回数 [R2] 0回/年 → [R6] 1回/年	
○自治会公民館への防災倉庫・災害備蓄品等の物資の充実	

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行うこと	
2-2 避難所等の機能不全等により被災者の生活が困難となる事態	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○避難所設置・運営マニュアルを作成する必要がある。</p> <p>○避難所においては、男女別の更衣室や授乳スペースの設置など女性に配慮した避難所設営が必要。</p> <p>○高齢者、障がい者等の避難行動要支援者名簿は策定済みだが、個別支援計画の早期策定を進める必要がある。</p> <p>○避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、エコノミークラス症候群やストレス性疾患が発生しないよう、予防対策を行う必要がある。</p> <p>○ペットと同行できる避難場所の確保や長期にわたる預かり希望者への対応が必要。また、仮設住宅への入居基準にペット同伴者への配慮が必要。</p> <p>○災害時には、要介護が高い方、また、認知症の方がおられた場合は、介護施設との連携を強化し避難場所を決定する必要がある。</p>	<p>○国が策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や各種ガイドラインに基づき指定避難所の環境整備を進めるとともに、避難所運営マニュアルを策定し、地域住民による主体的な避難所運営に資する訓練の実施により、その実効性を検討する。</p> <p>○避難所運営にあたっては、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズに配慮し、整理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映できるよう、女性等、多様な主体が参画することが肝要であり、避難所開設マニュアルを作成するにあたっては、その点に配慮する。</p> <p>○個別支援計画については、民生委員、地区総代等の協力により地域の実情に応じた策定を推進する。</p> <p>○避難者の健康状態チェックと、手洗い、うがい、マスクの着用を推奨する。また、感染症対策に効果的な物資の備蓄に努めるためのマニュアルを作成する。</p> <p>○国が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」や「避難所におけるペット受入れ対応マニュアル」を参考とする。併せて、災害時のペット診療相談体制について、保健所、県獣医師会との連携を強化する。</p> <p>○災害時に要介護が高い方、また、認知症の方がおられた場合は、地域住民、介護施設との連携を強化し、避難場所を決定する。</p>
(重要業績指標)	
[総務課]	
○避難所設置・運営マニュアル 令和3年度策定予定	
[住民福祉課]	
○要支援者個別支援計画 令和3年度策定予定	

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行うこと	
2-3 長期にわたる孤立集落等の同時発生	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○台風常襲地帯であり、大規模災害の脅威を有しているため、道路や港湾施設の災害、震災対策や洪水・土砂災害・高潮対策等を進めているが、進捗が途上であること、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策では十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、進捗を推進するとともに対応方策を検討する必要がある。</p> <p>○災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するための体制の整備、必要な装備機材の整備、通信基盤・施設の堅牢化等について進めているが進捗途上にあるため、それらを推進する必要がある。</p> <p>○広範囲に被災が及んだ場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがあり、民間備蓄との連携等による町全体の備蓄の推進や企業連携型BCPの取組促進、改善を図る必要がある。</p> <p>○山間地等において民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を推進する必要がある。</p>	<p>○孤立集落が発生した場合、必要に応じて物資搬送、孤立者搬送を行う。孤立集落が広域かつ多数で発生した場合は、自衛隊ヘリコプター等の要請を長崎県に要請し、連携して対応する。</p> <p>○町民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進し、また、災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、通信基盤・施設の堅牢化・高度化、災害関連情報の収集・提供のためシステムの整備、地理空間情報の活用等を推進する。</p> <p>○地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を推進する。</p> <p>○代替輸送路の情報収集に努める。</p>
(重要業績指標)	
[総務課]	
○災害時応援協定の締結数 [R2] 17 団体 → [R6] 20 団体	
○災害時における飲食料、生活物資の供給協力に関する協定数 [R2] 3 団体 → [R6] 3 団体	

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行うこと	
2-4 警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、自主防災組織の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。また、訓練や研修会を通じて、常備消防と連携強化を図る必要がある。</p> <p>○地域における活動拠点となる消防施設の耐災害性を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。</p>	<p>○消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、消防団の体制・装備・訓練の充実強化と自主防災組織との連携強化を図る。</p> <p>○消防施設の耐震化等、地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する。また、移動系防災行政無線設備の適切な運用と高度化を着実に推進する。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>[総務課]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防団救助用資機材搭載型消防自動車 ○消防団詰所等の防災拠点施設整備 	

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行うこと	
2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機関の麻痺	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会と密に連絡を取り、応急処置や搬送体制の強化を図る必要がある。</p> <p>○社会福祉施設は被災時に孤立した場合の支援が不十分であり、適切に対応する必要がある。</p>	<p>○被災時における大量の傷病者に対応するため、医師会との連携を強化し、災害拠点病院や地域の二次救急医療機関相互の連携強化を推進する。</p> <p>○大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援が行えるよう、被災地外から広域的に福祉人材を派遣する仕組みとして、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワーク構築に対する支援を行う。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>[総務課]</p> <p>○災害対応訓練の数 [R2] 0回/年 → [R6]1回/年</p>	

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行うこと	
2-6 被災地域における疫病・感染症等の大規模な発生	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○災害時の二次的な健康被害を防ぐため、迅速・的確に被災者の健康管理、感染症や食中毒の予防活動等の公衆衛生対策を実施できるよう、県の災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)や近隣市町と連携を強化する必要がある。</p> <p>○感染症の発生、まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する実施体制を構築しておく必要がある。</p> <p>○消毒や害虫駆除等の実施体制を構築しておく必要がある。</p> <p>○下水処理施設の耐災害性の確保や、停電時でも処理機能を損なわないよう下水処理場、ポンプ場等の電源確保が課題である。</p>	<p>○災害時の二次的な健康被害を防ぐため、迅速・的確に被災者の健康管理、感染症や食中毒の予防活動等の公衆衛生対策を実施できるよう、県の災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)や近隣市町との連携を強化する。</p> <p>○感染症の発生、まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する実施体制を構築する。</p> <p>○消毒、害虫駆除や、被災者の生活空間の衛生管理など、平時から感染防止処理体制の構築を図る</p> <p>○施設の耐震化を併せ、管理体制の強化、停電など緊急時の運転体制の強化等に努め、非常用電源設備の機能向上を図る。</p>
(重要業績指標) なし	

3 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能を確保すること	
3-1 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○業務継続計画の作成及び見直し、実効性の向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する必要がある。</p> <p>○電力供給遮断等の非常時に、避難生活の受入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設)において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。</p> <p>○行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通高速ネットワークの構築等橋梁寿命化対策を着実に推進する必要がある。</p>	<p>○被災リスクに備えた連携スキームの構築(救急・救助、医療活動等の維持に必要な石油製品の備蓄方法、供給体制の構築等)を推進する。</p> <p>○電力供給遮断時等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、太陽光発電設備、非常用発電、応急用電源車の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保に努める。特に防災拠点の非常用発電機の整備が困難な場合は、民間業者との協定を結ぶなど具体的な対策を講じておく。</p> <p>○行政機関の機能を守る周辺対策(道路の防災、震災対策、及びリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のために東彼杵道路の事業化に向けた要望活動の推進、川棚町橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕の着実な進捗を図る。</p> <p>○重要な防災拠点としての安全性能基準を満たし、災害対策機能を十分に発揮できるよう新庁舎の整備を行う。</p> <p>○新庁舎の施設機能に即したBCPの見直しを行う。</p>
(重要業績指標)	
[総務課]	
○業務継続計画(BCP) [H30]策定済み → 適宜見直しを行う	
[建設課]	
○橋梁修繕済箇所数 [R1] 1橋 → [R6] 6橋	

4 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な情報通信機能を確保すること	
4-1 電力の供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○電力等の長期供給停止を発生させないように、洪水・土砂災害・高潮等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。</p> <p>○公共施設における電力の供給停止は、災害対策に対する直接的な影響や避難所運営に支障をきたすなど様々な影響が考えられることから、非常時の代替え電源の確保を図る必要がある。</p> <p>○電力供給停止に備え、自家発電装置など非常時バックアップ体制の整備を促進する必要がある。</p>	<p>○情報通信機能の確保のため、電力等の長期供給停止を発生させないように、洪水・土砂災害・高潮等の地域の防災対策を着実に進める。</p> <p>○公共施設における電力の供給停止は、災害対策に対する直接的な影響や避難所運営に支障をきたすなど様々な影響が考えられることから、非常時の代替え電源の確保を図る。</p> <p>○電力供給停止に備え、自家発電装置など非常時バックアップ体制の整備を促進する。</p>
(重要業績指標) なし	

4 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な情報通信機能を確保すること	
4-2 防災無線等情報伝達の中断等により災害情報の伝達ができない事態	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
○テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供ができるよう代替手段の整備を促進する必要がある。	○テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供ができるようインターネット、SNS 等の代替手段の整備を促進する。
(重要業績指標) [総務課] ○町ホームページの充実	

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせないこと	
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、良好な農地環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手育成対策など、強靱な農業生産基盤の整備を促進する必要がある。</p> <p>○製品の供給体制の維持や、燃料・材料供給ルートの確保のため、緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害対策を着実に推進する必要がある。</p> <p>○大規模自然災害後であっても、経済活動に多大な影響を与えないためには、交通インフラを強化し、複数のルートを確認することにより物流の停止を防ぐ必要がある。</p>	<p>○大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、農業生産基盤の整備を促進する。</p> <p>○製品の供給体制の維持や、燃料・材料供給ルートの確保のため、緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害対策を着実に推進する。</p> <p>○町道の路面性状調査による舗装長寿命化について、定期的な点検と結果の見直しを随時行い適切な管理体制を強化する。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>[建設課]</p> <p>○地域高規格道路「東彼杵道路」の新規事業化</p>	

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせないこと	
5-2 主要幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、警察など関係機関と連携を密にするとともに、医療圏全体を考慮した緊急輸送ネットワークの整備に努める必要がある。</p> <p>○幹線道路等の分断による影響は多岐にわたることから、国・県・町の関係部署が連携し検討を進める必要がある。</p> <p>○緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害対策を着実に推進する必要がある。</p>	<p>○町内各医療機関への緊急車両の通行及び物資搬入路の確保については、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被災者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、警察などの関係機関と連携を密にする。</p> <p>○基幹道路等の分断による影響は多岐にわたることから、長崎県道路メンテナンス会議における定期的な情報共有など、国県町の関係部署間の情報共有体制の構築を進める。</p> <p>○緊急輸送道路の耐震化・洪水・土砂災害対策を着実に推進する。</p>
(重要業績指標)	
<p>【建設課】</p> <p>○地域高規格道路「東彼杵道路」の新規事業化</p> <p>○国道 205 号川棚医療センター入口交差点改良の早期完成</p>	

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせないこと	
5-3 食料等の安定供給の停滞	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○大規模自然災害後であっても、食料の安定供給を維持するためには、交通インフラを強化し、複数のルートを確認することにより物流の停止を防ぐ必要がある。</p> <p>○災害協定の締結など、緊急時の食料供給体制を整備する必要がある。</p> <p>○大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、良好な農地環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手の育成対策など、強靱な農業生産基盤の整備を促進する必要がある。</p> <p>○有害鳥獣による農業被害額の軽減及び農業生産基盤の強化をはかるため、鳥獣被害防止計画に基づき、ハード対策としてワイヤーメッシュ柵や電気柵等の防護柵の整備、ソフト対策として捕獲機器の購入や狩猟免許取得助成、緊急捕獲対策事業(有害鳥獣)等の総合的な対策を実施する必要がある。</p> <p>○中山間地域を多く占める本町において、豪雨等の大規模災害により農業等生産基盤の損失が大いに懸念される。</p>	<p>○町道の路面性状調査による舗装寿命化について、定期的な点検と結果の見直しを随時行い適切な管理体制を強化する。</p> <p>大規模自然災害後であっても、食料の安定供給を維持するため、物流輸送ルートの道整備を実施する。</p> <p>○飲料水などの供給を想定し、災害協定の締結など、緊急時の食料供給体制の整備を促進する。</p> <p>○大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、良好な農地環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手の育成対策など、強靱な農業生産基盤の整備を促進する。</p> <p>○有害鳥獣による農業被害額の軽減及び農業生産基盤の強化をはかるため、鳥獣被害防止計画に基づき、ハード対策としてワイヤーメッシュ柵や電気柵等の防護柵の整備、ソフト対策として捕獲機器の購入や狩猟免許取得助成、緊急捕獲対策事業(有害鳥獣)等の総合的な対策を実施する。</p> <p>○日本型直接支払いに取り組んでいる集落などの組織を活かし、農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の基盤整備を推進する。</p>
(重要業績指標)	
[総務課]	
○災害時協定の締結数 [R2] 17 団体 → [R6] 20 団体	
[建設課]	
○地方創生道整備推進交付金事業(有機資源の有効活用による地域産業活性化計画)の実施。	

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

6-1 上水道等の長期間にわたる供給停止

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○水道施設については、川棚町水道事業ビジョン及び川棚町水道事業経営戦略に基づき、計画的な更新及び耐震化を継続実施する必要がある。</p> <p>○大規模自然災害に対応するため、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用、飲料水の備蓄など代替性の確保について検討する必要がある。</p>	<p>○水道施設については川棚町水道事業ビジョン及び川棚町水道事業経営戦略に基づき、計画的な更新及び耐震化を継続実施する。</p> <p>○大規模自然災害に対応するため、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用、飲料水の備蓄など代替性の確保について検討する。また、各家庭や民間事業者等による飲料水の備蓄を促進する。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>[水道課]</p> <p>○ [R6] 迅速かつ円滑な実施を可能とする人材育成を行う</p>	

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○下水道区域外の浄化槽設置対象区域では、浄化槽の設置を促進する必要がある。</p> <p>○汚水処理施設(公共下水道施設)の耐震化と併せ、管理体制の強化、停電など緊急時の運転体制の強化等を行う必要がある。</p> <p>○老朽化する下水道施設について、計画的な更新や長寿命化対策を推進する必要がある。</p>	<p>○浄化槽の設置を促進するため、浄化槽設置対象区域に対し浄化槽設置整備事業等の助成制度などのPR活動を実施する。</p> <p>○施設の耐震化と併せ、管理体制の強化、停電など緊急時の運転体制の強化等に努める。</p> <p>○施設の長寿命化を図ることを念頭に、発災時においても安定した施設機能を維持できるよう、老朽化施設の計画的な改修を行う。</p>

(重要業績指標)

[水道課]

- 川棚浄化センターストックマネジメント計画 [R2] 策定
- 川棚町下水道管渠ストックマネジメント計画 [R4] 策定予定
- 川棚浄化センター耐震実施計画 [H30] 策定済み → [R4] 対策実施予定
- 川棚町下水道管渠耐震実施計画 [R2] 策定済み → [R6] 対策実施予定
- 下水道事業業務継続計画 [H27] 策定済み → [R6] 随時見直しを行う

[住民福祉課]

- 合併処理浄化槽設置数 [R2] 867基 → [R6] 883基

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	
6-3 地域交通ネットワークが分断する事態	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害対策を着実に推進する必要がある。</p> <p>○幹線道路等の分断による影響は多岐にわたることから、国・県・町の関係部署が連携し検討を進める必要がある。</p> <p>○被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、警察など関係機関と連携を密にするとともに、医療圏全体を考慮した緊急輸送ネットワークの整備に努める必要がある。</p> <p>○輸送ルートを確認するために、地震、水害、土砂災害対策等や、リダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築等や長寿命化対策を着実に進める必要がある。</p>	<p>○緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害対策を着実に推進する。</p> <p>○幹線道路等の分断による影響は多岐にわたることから、長崎県道路メンテナンス会議における定期的な情報共有など、国・県・町の関係部署間の情報共有体制の構築を進める。</p> <p>○町内各医療機関への緊急車両の通行及び物資搬入路の確保については、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被災者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、警察など関係機関と連携を密にする。</p> <p>○輸送ルートを確認するために、地震、水害、土砂災害対策等や、リダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のために川棚町道路の事業化に向けた要望活動の推進、川棚町橋梁寿命化修繕計画に基づく修繕の着実な進捗を図る。</p>
(重要業績指標)	
[建設課]	
○橋梁修繕箇所数 [R1] 1橋 → [R6] 6橋	
○地域高規格道路「東彼杵道路」の新規事業化	
○国道 205 号川棚医療センター入口交差点改良の早期完成	

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	
6-4 異常渇水等による用水の供給途絶	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の漏水防止等の機能強化、水資源関連施設の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組みを推進する必要がある。</p> <p>○水道施設の老朽化対策を推進するとともに、地下水や雨水、再生水等の多様な水源の利用を検討する。</p>	<p>○現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の漏水防止等の機能強化、水資源関連施設の既存ストックを有効活用した水資源の有効活用等の取組みを推進する。</p> <p>○大規模な維持改修更新については、国・県の各種事業を有効利用するなどの取組みを推進する。</p>
(重要業績指標) なし	

7 制御不能な二次災害を発生させないこと	
7-1 大規模火災の発生	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○消防団や自主防災組織の充実強化や研修・訓練等の充実を図るなど、ソフト対策を組み合わせた横断的に対応する必要がある。</p> <p>○消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動をはじめ大規模自然災害発生時の避難誘導や二次災害の防止など重要な役割を担っている。地域の安全を確保する消防団活動を継続していくためには、消防団員に対する安全対策を徹底する必要がある。</p> <p>○災害時の医療確保のため、平時から災害を想定した訓練を近隣自治体や周辺医療機関との連携により実施する必要がある。</p>	<p>○消防団や自主防災組織の充実強化や研修・訓練等の充実を図るなど、ソフト対策を組み合わせ横断的な対応を推進する。</p> <p>○地域の安全を確保する消防団が活動を継続していくために、消防団活動安全マニュアルを見直し・修正するなど消防団員に対する安全対策の徹底を図る。</p> <p>○災害時の医療確保のため、平時から災害を想定したDMATの養成や訓練を近隣自治体や周辺医療機関との連携により実施する。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>[総務課]</p> <p>○消防団員の充足率 [R2] 89.7% → [R6] 90%</p> <p>○消防団活動安全マニュアル [H27]策定済み → 随時見直しを行う</p> <p>○災害対応訓練の実施 [R2] 0回/年 → [R6] 1回/年</p> <p>○広域消防連携訓練の実施 令和3年度から実施</p>	

7 制御不能な二次災害を発生させないこと	
7-2 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○人命に直接的な影響のある防災施設等については、定期的な点検を行うとともに、迅速に応急復旧ができる要員及び資機材の確保、防災施設管理計画に基づいた適切な維持管理を行う必要がある。</p> <p>○国、県、町、地域住民、企業、施設管理者等が連携し、ハードとソフトを組み合わせた適正な対策をとる必要がある。</p> <p>○農業用ため池の耐震化対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがある。</p>	<p>○人命に直接的な影響がある防災施設等については、定期的な点検を行うとともに、迅速応急復旧ができる要員及び資機材の確保、防災施設管理計画に基づいた適切な対策を推進する。</p> <p>○国、県、町、地域住民、企業、施設管理者等が連携し、ハードとソフトを組み合わせた適正な対策を推進する。</p> <p>○大規模地震が発生し、ため池が決壊した場合の浸水想定区域及びハザードマップの作成、周知等のソフト対策による地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>[企画財政課]</p> <p>○公共施設等総合管理計画 [H28] 策定済み → 適宜見直しを行う</p> <p>[産業振興課]</p> <p>○防災重点ため池のハザードマップ作成 防災重点ため池 全 11 箇所 [H26] 1 箇所 [R2] 10 箇所</p> <p>○防災重点ため池の浸水想定区域図作成 防災重点ため池 全 11 箇所 [H25] 1 箇所 [R1] 10 箇所</p>	

7 制御不能な二次災害を発生させないこと	
7-3 有害物質の大規模拡散による被害の拡大	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
○有害物質の拡散等による健康被害や環境への影響を防止するため、事故発生を想定した災害廃棄物処理計画を整備する等、引き続き国や県など関係機関と連携して対応する必要がある。	○有害物質の拡散等による健康被害や環境への影響を防止するため、事故発生を想定した災害廃棄物処理計画を整備し、国や県など関係機関と連携して対応する。
(重要業績指標) [住民福祉課] ○災害廃棄物処理計画 策定済み	

7 制御不能な二次災害を発生させないこと	
7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○農地や農業水利施設等については、地域コミュニティ脆弱化により、地域の共同生活等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・共同力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・災害復旧活動の体制を推進する必要がある。</p> <p>○森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止・洪水緩和等)が損なわれるおそれがあり、また、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加に等による山地災害の発生リスクの高まりが懸念される。このため、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。その際、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。</p> <p>○有害鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、各地域において、「棲み分け」、「防護」、「捕獲」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。</p>	<p>○地域の主体性・協同力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。</p> <p>○森林が有する多面的機能を発揮するため、新たな森林経営管理システムのもと、各種事業を活用しながら、地域コミュニティや森林ボランティア等と連携した里山林や竹林の整備、森林学習の実施による森林づくりに対する意識の醸成活動等により、森林の整備・保全活動を実施する。</p> <p>○有害鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、各地域において「棲み分け」、「防護」、「捕獲」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。</p>
(重要業績指標) なし	

7 制御不能な二次災害を発生させないこと	
7-5 風評被害等による町内経済への甚大な影響	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
○災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路のシミュレーションをしておく必要がある。	○災害発生時に国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路のシミュレーションを行う。
(重要業績指標) なし	

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの候補地が十分検討されていないため、災害廃棄物の発生量の推計にあわせ、ストックヤードの確保を促進する必要がある。</p> <p>○災害廃棄物による二次災害防止のために、有害物質に係る情報と災害廃棄物対策を連動させた災害廃棄物処理計画の策定を推進する必要がある。</p> <p>○災害廃棄物の広域的な処理応援協定を結ぶことにより、非常時の処理能力を確保する必要がある。</p>	<p>○災害廃棄物のストックヤードについては公共施設や町有地など中心に、平時活用と災害時対応の両面を考慮し、予め選定・確保を進めていく。</p> <p>○県と連携して、PCB やアスベスト等の有害物質に係る情報と災害廃棄物対策を連動させた県及び町における災害廃棄物処理計画を策定する。</p> <p>○災害廃棄物の広域的な処理応援協定等を結ぶことにより、非常時の処理能力の確保を図る。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>【住民福祉課】</p> <p>○災害廃棄物処理計画 [R2] 策定済み</p>	

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	
8-2 道路の啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○行政機関と建設関係団体との災害協定の締結や広域的な支援協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定災害協定の締結等の取り組みが進められている。道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の育成の視点に基づく横断的な取り組みを行う必要がある。</p> <p>○災害対応にあたる職員及び施設の被災による行政機能の大幅な低下を回避するため、他の行政機関からの応援職員の受入れ体制について、協定を締結したうえで、予めシミュレーションしておく必要がある。</p> <p>○地震、津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業は、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保育成を図るための取り組みが必要である。</p>	<p>○道路啓開等の復旧・復興を行う等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の育成を行う横断的な取り組みを推進する。</p> <p>○災害対応にあたる職員、施設の被災による行政機能の大幅な低下を回避するため、他の行政機関からの応援職員の受入れ体制について協定の締結などを推進する。</p> <p>○減少する建設業界の担い手確保対策や技能労働者の確保を推進する。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>[総務課]</p> <p>○他自治体との災害時における相互応援協定 [R2] 11団体 → [R6] 15団体</p> <p>○災害時受援計画の策定 [R2] 未策定 → [R3] 策定予定</p>	

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	
8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○災害が起きた時は対応力を向上するためには、必要なコミュニケーション力を構築する必要がある。町はハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取り組みを充実するとともに、関係団体や地域と連携しながら対応する必要がある。</p> <p>○自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図り災害に強い地域づくりを行う必要がある。</p> <p>○地域単位で子どもから高齢者までが参加できる防災減災活動の取り組みを実施する必要がある。</p> <p>○災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設等の防災対策の充実を図る必要がある。</p>	<p>○災害が起きたときの対応力を向上するため、必要なコミュニティ力の構築を推進する。国、県、町が協力して、各種ハザードマップの作成・訓練・防災教育、自主防災組織結成の促進等を通じた地域づくり、事例の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取り組みを充実させる。</p> <p>○自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図り災害に強い地域づくりを推進する。</p> <p>○地域単位で子どもから高齢者までが参加できる防災・減災活動の取り組みを推進する。</p> <p>○改正災害対策基本法に沿ったよう配慮者の避難支援対策を促進する。</p> <p>○施設や医療機関の管理者が行う、入所者及び入院者の避難確保計画作成を支援する。</p>
(重要業績指標)	
[総務課]	
○自主防災組織の組織率 [R2] 84% → [R6] 90%	
○防災訓練の実施回数 [R2] 0回/年 → [R6] 1回/年	

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	
8-4 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。</p> <p>○輸送ルートを実際に確保するため、地震、水害、土砂災害対策、リダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築等や橋梁長寿命化対策を着実に進める必要がある。</p>	<p>○交通施設の耐震化について各施設管理者に働きかけるとともに、沿線・沿道建物の耐震化について耐震診断、耐震改修計画の作成の支援により耐震化を県及び施設管理者や地域と連携して推進する。</p> <p>○輸送ルートを実際に確保するための対策(道路の防災、震災対策、リダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のために川棚道路の事業化に向けた要望活動の推進、川棚町橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕の着実な進捗を図る。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>[建設課]</p> <p>○橋梁修繕箇所数 [R1] 1橋 → [R6] 6橋</p> <p>○地域高規格道路「東彼杵道路」の新規事業化</p>	

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	
8-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
<p>○地震・津波、洪水・高潮による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。</p> <p>○河川流域の低い土地では大雨時に浸水から迅速に避難する必要がある。</p>	<p>○地震・津波、洪水・高潮による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する。</p> <p>○河川の監視カメラ及び水位計の設置を促進し、住民が迅速に避難できる取り組みを推進する。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>[総務課]</p> <p>○川棚町河川監視システムのカメラ及び水位計の設置を促進</p> <p>[建設課]</p> <p>○洪水ハザードマップ作成 [R3]作成予定</p>	

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	
8-6 居住の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	
脆弱性の分析・評価、課題の検討	リスクへの対応方策検討(推進方針)
○応急仮設住宅用地等は、町有地を基本とし、候補地を選定する必要がある。	○災害の発生時の仮設住宅の早期建設のため、建設候補地の事前選定及び候補地リストの検討を行い、仮設住宅用地の確保に努める。
(重要業績指標) なし	

(別紙) 関連事業等

リスクシナリオに関連した事業について下記のように整理しました。

リスクシナリオ	1-1
1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生【重点化】
1-2	学校や社会福祉施設等の不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
1-3	異常気象等による長期的な浸水
1-4	土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、その後長期にわたり国土の脆弱性が高まる事態
1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 無線システム普及支援事業費等補助金（公衆無線 LAN 環境整備支援事業） ■ 防災・安全交付金 ■ 消防防災施設整備費補助金 ■ 学校施設環境改善交付金 ■ 社会福祉施設等施設整備費補助金 ■ 農山漁村振興交付金 ■ 社会資本整備総合交付金 ■ 空き家対策総合支援事業（空き家の除去） ■ 災害時拠点強靱化緊急促進事業（帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備） ■ 公営住宅等整備事業（公営住宅の建替工事） ■ 公営住宅ストック総合改善事業 ■ 土砂災害ハザードマップ作成事業
2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2	避難所等の機能不全等により被災者の生活が困難となる事態
2-3	長期にわたる孤立集落等の同時発生
2-4	警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足
2-5	医療施設及び関係者の絶対的な不足・被災、支援ルートの途絶による医療機関の麻痺
2-6	被災地域における疫病・感染症等の大規模な発生
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 無線システム普及支援事業費等補助金（公衆無線 LAN 環境整備支援事業） ■ 消防防災施設整備費補助金 ■ 学校施設環境改善交付金 ■ 防災・安全交付金 ■ 災害時拠点強靱化緊急促進事業（帰宅困難者の受入拠点となる施設の整備） ■ 災害時に備えた社会的重要なインフラへ自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金 ■ 社会資本整備総合交付金
3-1	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会福祉施設等施設整備費補助金（非常用自家発電設備整備） ■ 特定洪水対策等推進事業費補助金 ■ 特定土砂災害対策推進事業費補助 ■ 農村漁村地域整備交付金 ■ 防災・安全交付金 ■ 社会資本整備総合交付金
4-1	電力の供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4-2	防災無線等情報伝達の中断等により災害情報の伝達ができない事態
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 無線システム普及支援事業費等補助金（公衆無線 LAN 環境整備支援事業）
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下
5-2	主要幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
5-3	食料等の安定供給の停滞
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会資本整備総合交付金 ■ 農業水路等長寿命化・防災減災事業 ■ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ■ 鳥獣被害防止総合対策交付金

<p>6-1 上水道等の長期間にわたる供給停止</p> <p>6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p> <p>6-3 地域交通ネットワークが分断する事態</p> <p>6-4 異常湧水等による用水の供給途絶</p>
<p>■ 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）</p> <p>■ 社会資本整備総合交付金</p>
<p>7-1 大規模火災の発生</p> <p>7-2 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生</p> <p>7-3 有害物質の大規模拡散による被害の拡大</p> <p>7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大</p> <p>7-5 風評被害等による町内経済への甚大な影響</p>
<p>■ 消防防災施設整備費補助金</p> <p>■ 治山事業</p> <p>■ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金</p> <p>■ 鳥獣被害防止総合対策交付金</p>
<p>8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-2 道路の啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-4 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-6 居住の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態</p>
<p>■ 防災・安全交付金</p> <p>■ 社会資本整備総合交付金</p>